

独立行政法人福祉医療機構の主要な事務及び 事業の改廃に関する勧告の方向性の概要

独立行政法人福祉医療機構は、組織・業務全般の見直し当初案を昨年8月16日の医療・福祉部会、同月31日の総会での御審議を経て総務省に提出いたしました。

この度、1月21日付けで政策評価・独立行政法人評価委員会から本法人に対する標記の「勧告の方向性」が示されました。勧告の方向性の主なものと見直し当初案との主な相違点は次のとおりです。

1 勧告の方向性の主なもの

① 民間金融機関と協調した融資の推進

福祉・医療分野は、新たな成長が期待されると考えられることから、機構は当該分野に対する政策融資金融機関として大きな役割を担うことが求められており、民業補完を徹底し、融資対象の重点化を図るべきと勧告されました。

また、これまでのノウハウ等を民間金融機関に積極的に提供するとともに、併せ貸しの一層の拡大を図るべきと勧告されました。その際、併せ貸しの利用が進んでいない事業について要因を分析し、利用の向上に資する取組を行うべきと勧告されました。

② 融資事業におけるモニタリングの推進

融資先の効率的な施設経営を図る観点から、経営基盤が脆弱とされている福祉・医療分野の事業者に対して、融資後の事業の状況や財務の状況等を把握するためのフォローアップ調査を引き続き実施すべきと勧告されました。